

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	6,000,000
計	6,000,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2020年2月29日)	提出日現在 発行数(株) (2020年5月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,035,000	2,035,000	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数は100株であります。
計	2,035,000	2,035,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2012年6月1日 (注)	2,014,650	2,035,000	—	917,000	—	837,050

(注) 株式分割(1:100)による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

2020年2月29日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況（株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	6	8	23	—	8	297	342	—
所有株式数（単元）	—	851	10	12,722	—	258	6,506	20,347	300
所有株式数の割合（%）	—	4.18	0.05	62.53	—	1.27	31.97	100.00	—

（注）自己株式128,817株は、「個人その他」に1,288単元、「単元未満株式の状況」に17株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2020年2月29日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
イオン株式会社	千葉県美浜区中瀬1丁目5-1	510,000	26.75
ハウス食品グループ本社株式会社	大阪府東大阪市御厨栄町1丁目5-7	180,000	9.44
南野利久	三重県津市	121,200	6.35
株式会社南野	三重県津市観音寺町4-4-6番地4-2	117,100	6.14
株式会社サウス	三重県津市観音寺町4-4-6番地4-2	117,100	6.14
メディカルー光従業員持株会	三重県津市西丸之内3-6番2-5号	101,200	5.30
東邦ホールディングス株式会社	東京都世田谷区代沢5丁目2-1	100,100	5.25
沢井製薬株式会社	大阪市淀川区宮原5丁目2-30	70,000	3.67
アルフレッサ株式会社	東京都千代田区内神田1丁目12-1	60,000	3.14
株式会社山陰合同銀行	島根県松江市魚町1-0番地	50,000	2.62
計	—	1,426,700	74.84

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2020年2月29日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 128,800	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,905,900	19,059	—
単元未満株式	普通株式 300	—	—
発行済株式総数	2,035,000	—	—
総株主の議決権	—	19,059	—

② 【自己株式等】

2020年2月29日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
株式会社メディカルー光グループ	三重県津市西丸之内36番25号	128,800	—	128,800	6.32
計	—	128,800	—	128,800	6.32

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(—)	—	—	—	—
保有自己株式数	128,817	—	128,817	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、2020年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、剰余金の配当等につきまして、取締役会の決議によって行っており、現在、中間と期末の年2回実施しております。業績や将来に事業展開に必要な資金等を総合的に勘案し、株主の皆様に対し、安定的かつ継続的に実施することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、業績等を総合的に勘案した結果、2020年3月26日開催の取締役会決議により、1株当たりの普通配当を40円とし、これに創立35周年の記念配当5円00銭を加え、45円00銭とさせていただきます。期末の配当金総額は85,778千円となります。

1株当たりの年間配当金は、中間配当40円と合わせ85円、総額162,025千円となります。

なお、基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2019年9月18日 取締役会決議	76,247	40.00
2020年3月26日 取締役会決議	85,778	45.00

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、株主および投資家をはじめとしたステークホルダーに対する公正で透明性の高い経営を最優先に捉え、コーポレートガバナンスを充実させることをにより、企業価値を増大させることを経営上の最重要課題の一つとして位置付けております。

当社は監査役会設置会社として、社外取締役を含む取締役会において、経営方針等の意思決定と業務執行の監査を行い、監査役会が取締役の職務執行に対する監査を行う運営体制を構築し、コーポレート・ガバナンスの充実が図れるよう努めております。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社の重要な意思決定機関である取締役会は、取締役6名で構成され、毎月開催し重要事項の決議を行うとともに、各取締役が委嘱された業務の執行状況についての報告を行うことにより職務執行の監督機能も果たしております。また、法律・経営全般に関する広範な知識と経験を有する社外取締役2名を選任し、弁護士・税理士それぞれの立場から、中立公正な視点での意見・見解を経営に反映しております。なお、社外監査役3名を含めた監査役4名全員についても取締役会に出席しており、取締役会においては社外取締役・社外監査役を含めて自由闊達な発言が出来る体制作りを行っております。なお、当社の取締役会の議長は代表取締役社長が務めており、各役員の氏名等については、「(2) 役員の状況 ① 役員一覧」をご参照ください。

監査役会は、監査役4名(うち社外監査役3名)で構成され、定期的な監査を実施し、監査結果等について監査役相互に意見や情報を交換することで、監査の実効性の確保に努めております。なお、当社の監査役会の議長は常勤監査役が務めており、各役員の氏名等については、「(2) 役員の状況 ① 役員一覧」をご参照ください。

当社の代表取締役に指名された当社及び子会社の取締役、並びに特定の部門長で構成される経営会議は毎月2回開催し、取締役会の決定した経営の基本方針に基づいて重要事項を審議するとともに、各部門長から業務の執行状況についての報告を行うことにより各部門の監督機能を果たしております。なお、常勤監査役も経営会議に出席しております。

以上のとおり、当社では取締役会において十分な監督機能が保持されており、また監査役会が取締役の職務執行状況を適切に監査していることから、経営の透明性と経営監視体制の充実が十分に図れているものと認識し現状の体制を採用しております。

3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- (1) リスク管理の重要性を認識し、「危機管理マニュアル」を制定し、全社員に周知徹底させております。
- (2) リスク管理を統括する組織として、「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し推進体制を確保するとともに、緊急時対応の主導的役割を果たしております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会の決議による組織規程、業務分掌規程、職務権限規程において、役割と責任、職務執行手続きの詳細について定めております。
- (2) 毎月開催する取締役会において、各取締役が委嘱された業務の執行状況についての報告を行うことにより、職務執行の監督機能を果たしております。

5. 企業集団における業務の適正化確保のための体制

- (1) 当社グループでは、「メディカルー光グループ連携規程」を制定し、業務の適正化を図るとともに、グループ各社へもコンプライアンス及びリスク管理に関するマニュアル等を適用し、統一的な体制整備を行っております。
- (2) グループ各社へ兼務役員を派遣し、取締役会に参加させることにより、職務執行状況の監督を行っております。

6. 監査役を補助する使用人体制とその独立性

取締役は、監査役の求めにより監査役の職務を補助する従業員として適切な人材を配置します。なお、その従業員の人事に関する事項は、監査役と協議のうえ決定します。

7. 取締役・使用人が監査役に報告するための体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、毎月開催する取締役会において、各取締役から委嘱された業務の執行状況について報告を受けております。
- (2) 常勤監査役は、毎月開催する経営会議において、各部門長から業務の執行状況についての報告を受けております。
- (3) 監査室は、使用人の職務執行状況及び相談・通報の状況について、適宜、監査役に報告しております。
- (4) 常勤監査役は、上記で受けた報告の内容については、監査役会において改めて報告することにより、監査役会の監査機能を高めております。

8. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、財務報告の信頼性の確保及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け内部統制システムを構築するとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行います。

9. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、社会の秩序や健全な企業活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関わりを持たず、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、所轄警察署等の外部専門機関と連携を図り、毅然とした態度で対応します。

b. 取締役の定数

当社の取締役は12名以内とする旨を定款に定めております。

c. 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

d. 剰余金の配当等の決定機関

当社は、株主への機動的な利益還元を行うことを目的に、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることとする旨を定款に定めております。

e. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、期待される役割を十分に発揮できるように、当社は、会社法第427条第1項に基づき、取締役(業務執行取締役である者を除く)及び監査役との間において、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、取締役(業務執行取締役である者を除く)及び監査役ともに50万円以上であらかじめ定めた金額と会社法第425条第1項各号の額の合計額とのいずれか高い金額を限度とする契約を締結しております。

f. 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性8名 女性2名 (役員のうち女性の比率 20.0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	南野 利久	1956年10月30日生	1980年9月 近畿商事三重(株)設立 代表取締役社長 1985年4月 当社設立 代表取締役社長(現任) 2005年10月 (株)ヘルスケアー光(現 (株)ハビネライフー光) 代表取締役社長 2012年4月 (株)ヘルスケアー・キャピタル 代表取締役社長(現任) 2015年11月 西部沢井薬品(株) 社外取締役(現任) 2019年9月 当社グループCEO(現任)	(注)3	121,200
代表取締役 専務取締役	櫻井 利治	1954年4月21日生	2002年2月 (株)関西さわやか銀行(現 (株)関西みらい銀行)本店営業部長 2005年3月 当社入社 企画開発部部長 2006年5月 取締役 2008年5月 (株)ヘルスケアー光(現 (株)ハビネライフー光) 代表取締役常務取締役 2011年2月 常務取締役 2014年5月 代表取締役専務取締役(現任) 2014年8月 (株)ヘルスケアー光(現 (株)ハビネライフー光) 代表取締役社長 2019年9月 当社グループCFO(現任)	(注)3	3,400
常務取締役 調剤薬局事業・ 医薬品卸事業担当	服部 清	1961年2月1日生	1979年3月 三重薬品(株)(現 (株)メディセオ)入社 2009年10月 同社 三重営業部南勢支店長 2012年4月 同社 三重営業部長 2017年10月 当社入社 営業開発本部部長 2018年5月 取締役 2019年5月 常務取締役(現任) 2019年7月 (株)メディカルー光分割準備会社(現 (株)メディカルー光) 代表取締役社長(現任) 2019年9月 調剤薬局事業・医薬品卸事業担当(現任)	(注)3	—
取締役 ヘルスケア事業担当	小島 克己	1961年3月1日生	1983年3月 (株)山陰合同銀行(現 (株)山陰合同銀行)入行 2012年7月 同行 玉造支店長 2014年10月 (株)ハビネライフケア(現 (株)ハビネライフー光)出向 管理部長 2015年1月 同社 取締役管理部長 2015年10月 同社 代表取締役 2015年10月 (株)ハビネライフケア鳥取 代表取締役(現任) 2017年3月 (株)ヘルスケアー光(現 (株)ハビネライフー光) 代表取締役(現任) 2017年5月 取締役(現任) 2019年9月 ウェルフェア(株) 代表取締役(現任) 2019年9月 ヘルスケア事業担当(現任)	(注)3	—
取締役	滝口 広子 (本名 玉泉広子)	1963年12月24日生	1989年4月 大阪市役所入所 1990年4月 司法研修所入所 1992年4月 北浜法律事務所(現 弁護士法人北浜法律事務所)入所 2003年1月 北浜法律事務所(現 弁護士法人北浜法律事務所) パートナー(現任) 2005年5月 当社取締役(現任)	(注)3	1,100

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	滝澤 多佳子	1952年10月21日生	1975年4月 ㈱百五銀行入行 1989年5月 滝澤多佳子税理士事務所開設(現任) 2013年5月 当社監査役 2018年5月 当社取締役(現任)	(注)3	—
常勤監査役	福島 隆司	1952年4月12日生	1975年4月 三重県警察採用 2010年3月 三重県警察本部主席監察官 2011年3月 津警察署長 2012年3月 生活安全部長 2015年4月 当社入社 2016年5月 ㈱ヘルスケア・キャピタル監査役(現任) 2019年9月 グループ監査・管理室長 2020年5月 常勤監査役(現任) ㈱山梨薬剤センター監査役(現任) ㈱クローバー監査役(現任) ㈱エファール監査役(現任) 大豊薬品㈱監査役(現任)	(注)4	100
監査役	井元 哲夫	1950年3月16日生	1974年3月 ジャスコ㈱(現 イオン㈱)入社 1998年5月 同社取締役 2006年5月 イオン㈱常務執行役 2010年5月 ㈱CFSコーポレーション代表取締役会長 2011年8月 ㈱ツルハホールディングス監査役 2013年5月 イオン㈱顧問(現任) 2013年11月 ウェルシアホールディングス㈱監査役 2015年5月 当社監査役(現任) 2016年5月 シミズ薬品㈱顧問	(注)4	—
監査役	古川 典明	1954年10月1日生	1980年10月 監査法人丸の内会計事務所(現有限責任監査法人トーマツ)入所 1985年10月 古川典明公認会計士事務所開設(現任) 1986年10月 ㈱古川経営総合研究所(現 ㈱ミッドランド経営)設立 代表取締役(現任) 2012年5月 当社監査役(現任) 2012年9月 ミッドランド税理士法人 代表社員(現任) 2018年4月 ㈱三十三フィナンシャル・グループ取締役(監査等委員)(現任)	(注)4	900
監査役	久木 邦彦	1954年8月22日生	1977年4月 ジャスコ㈱(現 イオン㈱)入社 2000年2月 同社 H&BC商品本部長 2002年5月 同社 取締役 2004年5月 同社 常務執行役 2006年5月 同社 専務執行役 商品担当 兼任 居余暇商品本部長 2008年8月 同社 執行役 グループ商品最高責任者 2013年5月 イオンリテール㈱ 取締役専務執行役員 商品担当 2014年5月 同社 取締役執行役員副社長 営業・商品統括 兼商品担当 2017年3月 同社 取締役執行役員副社長 特命担当 2019年5月 ㈱サンデー 取締役(現任) 2020年3月 イオン㈱顧問(現任) 2020年5月 監査役(現任)	(注)3	—
計					126,700

- (注) 1 取締役滝口広子及び滝澤多佳子は、社外取締役であります。
2 監査役井元哲夫及び古川典明並びに久木邦彦は、社外監査役であります。
3 2020年5月27日開催の定時株主総会終結の時から1年間であります。
4 2020年5月27日開催の定時株主総会終結の時から4年間であります。

② 社外役員の状況

当社の社外取締役は2名であります。また、社外監査役は3名であります。

社外取締役滝口広子氏は、弁護士として企業法務に精通しており、コーポレート・ガバナンスを強化するために選任しております。社外取締役滝澤多佳子氏は、税理士として財務及び会計に精通しており、専門的な知識と経験に基づく見識を経営に反映させるために選任しております。社外監査役井元哲夫氏及び久木邦彦氏は、上場企業とその関係会社において企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、社外監査役古川典明氏は公認会計士として財務及び会計に精通しております。また、社外監査役3名は、それぞれ豊富な経験と高い見識を有しており、当社取締役の職務執行の妥当性を監督するに適任であるため選任しております。

社外取締役滝澤多佳子氏は滝澤多佳子税理士事務所の代表であり、連結子会社1社は、滝澤多佳子税理士事務所と税務顧問契約を締結し税務申告手続きを委託しております。社外監査役井元哲夫氏及び久木邦彦氏は、当社のその他の関係会社であるイオン株式会社の顧問であります。イオン株式会社は当社株式の25.06%(2020年2月29日現在)を所有する筆頭株主であり、当社は、イオン株式会社の子会社が経営するショッピングセンター内へ調剤薬局を3店舗出店し賃借料を支払っております。当社及び連結子会社1社は、社外監査役古川典明氏が代表を務めるミッドランド税理士法人と税務顧問契約を締結し税務申告手続きを委託しております。その他の社外取締役との間、及び社外取締役もしくは社外監査役が役員又は使用人であるか、過去に役員又は使用人であった会社との間にはそれぞれ人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

また、当社は社外取締役滝口広子氏を、一般株主との利益相反の恐れのない独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

なお、当社は社外取締役及び社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準又は方針を明確には定めておりませんが、選任に際しては、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしております。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会において、内部監査、監査役監査及び会計監査の状況について報告を受け、必要に応じて、専門的な観点から取締役会の意思決定の適正性を確保するための助言・提言を行っております。

社外監査役は、監査役会において常勤監査役と緊密に連携し、経営の監視に必要な情報を共有しております。また、内部統制部門から各種報告を受けるとともに、社外取締役を含めて四半期ごとに会計監査人から監査の実施状況等の各種説明及び報告を受けており、相互に連携をとっております。社外監査役と常勤監査役は取締役会に出席して、監査の実効性を高めております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

当社の監査役会は、社外監査役3名と常勤監査役1名の4名で構成され、定期的な監査を実施し、監査結果等について監査役相互に意見や情報を交換することで、監査の実効性の確保に努めております。また、社外監査役の古川典明氏は公認会計士あるいは税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。取締役会には原則として社外監査役を含めた監査役全員が出席し、適法かつ健全な会社経営がされているかどうかの観点から取締役を監視しております。常勤監査役は経営会議等の重要会議にも常時出席するほか、各取締役や部門長との会合、各部門に対する往査を実施し、取締役の職務執行を監視しております。

② 内部監査の状況

社長直轄の内部監査部門としてグループ監査・管理室(1名)を設置しております。年間監査計画に基づき業務の効率性・合理性及びコンプライアンスの遵守状況等について監査を実施するとともに、被監査部門に対して、監査結果に基づき指導と助言を行っております。被監査部門は改善策を実施し、改善状況について報告を行います。なお、監査結果については社長に報告するとともに、必要に応じて再監査を行うことにより、監査の実効性を確保しております。

また、グループ監査・管理室から監査役に対して監査結果、指導の内容及びその改善状況が報告され、会計監査人から監査役に対しては監査計画や監査結果等についての説明が定期的にされており、相互に意見交換を実施することにより、内部統制の有効性の向上に努めております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

b. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 原田 誠司

指定有限責任社員 業務執行社員 牧野 秀俊

c. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士6名、その他5名

d. 監査法人の選定方針と理由

会計監査人の品質管理体制、独立性、専門性等を総合的に勘案して選定しております。監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査役会は、上記の場合のほか、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断した場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	48,750	4,000	45,000	1,236
連結子会社	—	—	—	25,472
計	48,750	4,000	45,000	26,708

(注) 1 会計監査人の報酬等の額については、上記以外に前連結会計年度に係る追加報酬の額が、前連結会計年度は1,500千円、当連結会計年度は2,500千円あります。

2 当社における非監査業務の内容は、財務報告に係る内部統制に関する助言と指導であります。連結子会社における非監査業務の内容は、財務調査に関する業務及び会計業務に関するアドバイザー業務等であります。

b. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

c. 監査報酬の決定方針

当社は監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針を定めておりませんが、事業規模、業務の特性、監査日数等を勘案して決定しております。

d. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかについて検討を行い、会計監査人が所要の監査体制・監査時間を確保し、適正な監査を実施するために妥当な水準であると認められたため、会計監査人の報酬等の額について同意しました。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は特段規程等に定めておりません。また、取締役の報酬には、株式の市場価格や会社業績を指標として算定される業績連動報酬制度を採用しておりません。役員の報酬等の額については、株主総会において承認された報酬限度額の範囲内において決定しております。各取締役の報酬額は、2019年5月22日開催の取締役会において代表取締役社長南野利久に一任する旨決議しており、代表取締役社長南野利久は役割、貢献度合い、実績等を総合的に勘案して決定しております。各監査役の報酬額は、監査役の協議により決定しております。

役員の報酬額については、2020年5月27日開催の第35回定時株主総会において、取締役は年額150,000千円以内(但し使用人兼務取締役の使用人部分は含まない。)、監査役は年額30,000千円以内と決議されております。なお、員数は、定款において取締役は12名以内、監査役は4名以内と定めております。

また、この報酬限度額とは別枠で、2020年5月27日開催の第35期定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)の導入を決議いたしました。その概要は以下に記載のとおりであります。

イ 本制度の導入の目的

本制度は、当社の取締役および監査役(以下「対象役員」といいます。)に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、対象役員と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として導入するものです。

ロ 本制度の概要

対象役員は、本制度に基づき当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当を受けます。

対象役員に対して支給される金銭報酬の総額は、取締役は年額50,000千円以内とし、監査役は年額10,000千円以内とします。また、本制度により割当てる譲渡制限付株式の総数は年6,000株以内とします(なお、当社普通株式の株式分割または株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とする場合には、割当てる譲渡制限付株式の総数を合理的な範囲で調整することができるものとします。)

本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日より3年間から10年間までの間で当社取締役会が定める期間としております。各対象役員への具体的な支給時期および配分については、当社取締役会において決定します。

また、割当てる譲渡制限付株式の1株当たりの払込金額は、当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、対象役員に特に有利とならない範囲で当社取締役会において決定します。

なお、本制度による譲渡制限付株式の割当に当たっては、当社と対象役員との間で譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)を締結するものとし、その内容には、次の事項が含まれることとします。

- a. 対象役員は、当社取締役会があらかじめ定めた期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと。
- b. 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	83,877	83,877	—	—	7
監査役 (社外監査役を除く)	16,200	16,200	—	—	2
社外役員	8,850	8,850	—	—	3

③ 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする株式を純投資目的の投資株式、純投資目的以外で企業間の取引関係の維持強化を目的とする株式を純投資目的以外の投資株式と区分しております。

② (株)ヘルスケア・キャピタルにおける株式の保有状況

当社及び連結子会社のうち、投資株式の連結貸借対照表計上額(投資株式計上額)が最も大きい会社(最大保有会社)(株)ヘルスケア・キャピタルについては以下のとおりであります。

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

保有する株式は全て純投資目的の株式のため、該当事項はありません。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

該当事項はありません。

みなし保有株式

該当事項はありません。

ロ 保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (千円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (千円)
非上場株式	—	—	—	—
非上場株式以外の株式	19	768,618	14	617,281

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(千円)	売却損益の 合計額(千円)	評価損益の 合計額(千円)
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	14,455	67,233	—

ハ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの
該当事項はありません。

ニ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの
該当事項はありません。

③ 提出会社における株式の保有状況

提出会社については、以下のとおりであります。

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社が行う事業に関する業務提携、取引先との関係の維持・強化等で当社の企業価値を向上させる銘柄を対象に保有しております。また、取締役会で、保有目的の妥当性等を検証して保有の継続又は売却等による縮減を判断しております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	—	—
非上場株式以外の株式	2	346,110

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	—	—	
非上場株式以外の株式	1	12,491	取引先との関係強化のため、取引先持株会を通じて株式の取得をしております。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
クオール(株)	200,000	200,000	保有目的は、企業間取引の強化のためであります。	有
	248,400	294,600		
沢井製薬(株)	15,965	13,945	保有目的は、取引先との関係強化であります。株式が増加した理由は、取引先持株会に加入しており、定期投資により増加しております。	有
	97,710	88,972		

(注) 定量的な保有効果については記載が困難ですが、保有する銘柄ごとに、保有目的および保有に伴うリスクが資本コストに見合っているか等を総合的に分析し、保有の適否を判断しております。

みなし保有株式

該当事項はありません。

ロ 保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (千円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (千円)
非上場株式	—	—	—	—
非上場株式以外の株式	2	17,292	2	25,404

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(千円)	売却損益の 合計額(千円)	評価損益の 合計額(千円)
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	577	—	—

ハ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの該当事項はありません。

ニ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの該当事項はありません。